

# 愛の小判舎 料金規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、愛の小判舎が経営する地域プロデュース業において、料金等の基準に関して必要な事項を定める。

## (拠点プロデュース業)

第2条 愛の小判舎は、職業を地域プロデュース業とし、未来の地域づくりを目的として「地域活動団体等への支援」「地域振興の人材育成」のために地域企画プロデューサーの派遣を行う。

## (営業日及び営業時間)

第3条 愛の小判舎の営業日は特に定めない。

2 愛の小判舎の営業時間は特に定めないが、原則として午前9時より午前12時までの3時間、午後1時より午後4時までの3時間、1日に6時間程度の営業とする。

## (主たる事務所)

第4条 愛の小判舎は、主たる事務所を奈良県大和高田市大字大中14番地5に置く

## (料金の基準)

第5条 特定された人員で構成される団体等への地域プロデューサーの派遣に要する料金の基準は、1時間あたり6,000円、原則として3時間（半日）を1単位として、実施回数分で算出する。

第6条 不特定の人員で実施される講習会等への地域プロデューサーの派遣に要する料金の基準は、1時間あたり12,000円、原則として3時間（半日）を1単位として、実施回数分で算出する。

第7条 地域プロデューサーの派遣に関連して資料作成する場合、資料作成に要する料金の基準は、1時間あたり6,000円、原則として6時間（1日）を1単位として、実施回数分で算出する。

第8条 地域プロデューサーの派遣に関連して物品購入又は委託の代行をする場合、代行に要する料金の基準は、次のとおりする。

- (1) 物品購入等の単純な業務代行は、業務経費合計の20/100に相当する額
- (2) データ加工等の作業を伴う業務代行は、業務経費合計の40/100に相当する額

## (交通費等の基準)

第9条 地域プロデューサーの派遣については、第5条から第8条により規定する料金とは別に、交通費及び宿泊費（滞在日数に、1日100キロメートル以上の移動につき1泊加算、を基準とする）を要する。

2 前項に規定する交通費及び宿泊費の基準は、次のとおりとする。

- (1) 交通及び宿泊に要する費用を実費で弁償する場合は、その額
- (2) 交通費を距離計算する場合は、1キロメートルあたり 40円
- (3) 宿泊費を定額払いする場合は、1泊あたり 12,000円

- 第10条 前条の交通費を算出するための、派遣場所までの起点については、次のとおりとする。
- (1) 派遣場所が関西圏内の場合は、主たる事務所を起点とする。
  - (2) 派遣場所が四国内の場合は、高知県土佐清水市大津795番地(一般社団法人 清水サーバ)を起点とする。

(消費税)

- 第11条 愛の小判舎の料金、交通費等(実費で弁償する場合を除く)については、別途、消費税を徴収する。

(臨時的な雇用による事務処理)

- 第12条 一定の期間内で継続的な事務処理を希望する場合、第5条から前条までに規定する料金及び交通費等によらず、地域企画プロデューサーを臨時的に雇用して事務処理に従事させることができる。

- 2 前項により地域企画プロデューサーを臨時的に雇用する場合、社会保険及び雇用保険の適用外となる労働条件によるものとし、給与の時間単価は第5条に定める料金基準に準ずるものとする。

(支払方法)

- 第13条 愛の小判舎の料金及び交通費等は、原則として派遣の終了後1ヶ月以内に口座振込にて支払うこととする。

- 2 前項に定める口座は、ゆうちょ銀行 四五八店 普通預金 2218308とする。

- 第14条 臨時的な雇用による給与は、原則として依頼者が通常に定める給与の支払い方法によるものとする。

- 2 前項の支払いが口座振替による場合の口座は、高知銀行 清水支店 普通預金 3038110とする。

- 第15条 その他の口座として、幡多信用金庫 清水支店 普通預金 0234068を置く。

以上、愛の小判舎の料金基準を定めるため、この規程を作成する。

平成30年1月1日

愛の小判舎 舎長 鈴木 誠

附則 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附則 この規程は、令和7年4月7日から施行する。(主たる事務所の変更)